

学外共同研究者の金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設利用に係る申合せ

(趣旨)

- 1 本学の教授，助教授，講師及び助手(放射性同位元素取扱者に限る。以下「教員」という。)との共同研究を希望する学外研究者(以下「学外共同研究者」という。)に係るアイソトープ総合研究施設(以下「施設」という。)の利用については，学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設利用規程に定めるもののほか，この申合せの定めるところによる。

(受入に伴う責任)

- 2 教員が学外共同研究者と施設を利用して共同研究を実施しようとするときは，当該教員は，学外共同研究者の施設利用，施設の経費負担その他受入れに伴う一切の責任を負うものであること。

(受入資格)

- 3 学外共同研究者は，大学，高等専門学校，公的研究機関又は民間企業の研究所等(以下「研究機関等」という。)に所属する研究者であること。
- 4 学外共同研究者は，原則として，所属する研究機関等の放射性同位元素取扱者であり，所属する研究機関等において教育訓練，被曝管理及び健康診断の管理・記録を行い万全を期した者であること。

(申請手続き)

- 5 学外共同研究者は，放射性同位元素取扱者登録依頼書，放射性同位元素取扱者登録申請書及び施設利用申請書に所定事項を記入捺印のうえ，本学の教員が所属する部局の事務部を経由して施設管理室に提出すること。
- 6 学外共同研究者が所属する研究機関等の放射線取扱主任者による放射線業務従事者証明書(被曝線量測定，健康診断及び教育訓練についての記録の写しを添付)を施設管理室に提出すること。
- 7 利用の申請があった場合は，施設長がその適否を審査し，適当と認められた場合には，利用を許可する。

(被曝管理)

- 8 学外共同研究者は、原則として所属する研究機関等から、個人被曝線量計を持参すること。
- 9 当施設利用における被曝線量測定のため、施設の被曝線量計を貸与するので、持参した個人被曝線量計と共に装着すること。

(健康管理)

- 10 健康管理については、原則として、学外共同研究者の所属する研究機関等で行うこと。

(学外共同研究者の義務)

- 11 学外共同研究者は、放射線障害防止のために設定する管理区域に立ち入る場合には、当施設の放射線取扱主任者、その他関係職員の指示に従わなければならない。
- 12 学外共同研究者は、当施設が行う教育訓練を受けなければならない。
ただし、所属する研究機関等において教育訓練を受けている場合は、一部の項目について免除することができる。

(研究期間)

- 13 共同研究期間は、年度内とし、年度を超えて従事する場合は新たに申請手続きをとること。

附 則

この申合せは、平成 16 年 11 月 16 日から施行する。